

オートマチックシステム記述式講座 使用テキスト

記述式対策は『オートマチックシステム記述式講座』のみで十分と
平成24年度 司法書士筆記試験総合2位(午後の部記述式単独でも2位)合格者がお勧め!

山本浩司の オートマシステムシリーズ<記述式>

オートマチックシステム記述式講座のメインテキスト「山本浩司のオートマシステム<記述式>」は、基本・応用などレベル別に構成されており、段階を追って無理なく記述式を攻略することができます。「知識量」を追い求めるのではなく、合格水準に達するための「考え方」重視の教材です。

問題演習を通して知識を整理、 発展させていく

問題⇒解答⇒解説の順番で掲載。問題演習を通して、各論点の申請書のパターンを学習していきます。問題の中に含まれるいくつかの論点を明確に整理しながら解説されているので、理解しながら記述式答案作成能力を身につけることができます。

問題の急所となる箇所を明示

解説では問題の中で急所となる箇所を明確に整理して掲載してあります。頭を整理しながら自然と理解することができます。

「コラム」で派生論点も学習

コラムでは関連するプラスα、または派生する論点をわかりやすく解説しています。問題の論点だけでなく関連する論点も学習しますので知識に厚みをもたせることができます。

問題

解答

解説

解説

1/3について
急所は、登録免許税の地上権者等の用益権限登録免許税額が通常の半減します。

2/3、3/3について
1/3の登記により、甲土地は、所有者がB、地上権者がBということになります。しかし、2番抵当権の存在が、混同を妨げる事由となっています。

1番地上権を存続させれば、2番抵当権が実行されたとしても、先順位の地上権は残りますからBは立ち退きを回避できます。

このため、1番地上権は混同により消滅しないのです。

が、その後、2番抵当権者のCが抵当権を放棄しました。

放棄は単独行為であり、放棄の時に効力が生じ、抵当権は消滅します。

これにより、1番地上権の混同を妨げた事由が消え、同日、1番地上権も混同により消滅します。

本問の急所は、解答者が1番地上権の混同に気づくかどうかの一点にあります。

なお、混同が登記記録上明らかなケースにおいては、登記原因証明情報の提供を省略することができます(登録900)。

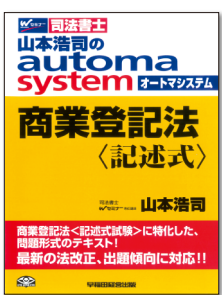
※付付しても問題とはならないです。

民法179条(混同)
1項 同一物について所有権及び他の物権が同一人に帰属したときは、当該他の物権は、消滅する。ただし、その物又は当該他の物権が第三者の権利の目的であるときは、この限りでない。

参考 混同の原因年月日
民法の世界において混同が生じた日が原因年月日となる。登記の申請日が原因年月日となるわけではな。

基本となる「条文」を身につける

急所となる論点の基本となる条文を掲載。重要条文を理解していないと記述式に対応はできません。関連条文を掲載しているので基本をしっかりと身につけることができます。



※テキストの表紙デザインは変わる場合があります。



みるみるわかる! 不動産登記法・商業登記法

山本浩司著「みるみるわかる!不動産登記法」、「みるみるわかる!商業登記法」をサブテキストとして使用します。
イラスト入りで初学者にもわかりやすく理解でき、楽しんで登記法の基礎を理解することができます。
※テキストの表紙デザインは変わる場合があります。

本試験テクニカル分析講座 使用テキスト

本試験における「解法テクニック」を伝授!

『山本浩司のオートマシステム 総集編 短期合格のツボ』

わずか6ヵ月で合格した山本浩司講師が本試験における「解法テクニック」を直接伝授します。択一式における正解の肢を効率よく見極める方法や受験生の多くが苦手とする学説問題の解法、また時間配分など合格のための解法テクニックを身につけます。また、この講座では85インチのディスプレイで画面を映し出すeボードを使用し、専用スタジオで収録された講義をご提供します。

※本試験分析テクニカル講座は「10ヵ月速修総合本科生プラス・8ヵ月速修総合本科生プラス」をお申込みの方がご受講いただけます。

